⑵　受験手数料

受験手数料11,700円（二カ国語受験の場合は23,400円）を郵便振替又は銀行（機構が指定する銀行）振込により機構に納入しなければならない。ただし、電子申請の場合には、クレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みとする。なお、受験手数料は受理した後は返還しない。

⑶　受験願書提出先

株式会社ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係（〒101―8449　東京都千代田区猿楽町１―５―18千代田ビル５階、電話番号　03―3219―3510）

4　試験の一部免除

⑴　平成26年度通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験に合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、平成27年度通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

⑵　以前に他の外国語による通訳案内士（業）試験に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋑日本地理、㋒日本歴史及び㋓産業・経済・政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⑶　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当該科目を願いにより免除する。

⑷　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語を願いにより免除する。

⑸　前年度に一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が当年度試験のうち筆記試験の当該外国語を受験する場合は、㋐外国語筆記試験を願いにより免除する。

⑹　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑺　Educational Testing Serviceが制作するＴＯＥＩＣ公開テストで840点以上、ＴＯＥＩＣスピーキングテストで150点以上、ＴＯＥＩＣライティングテストで160点以上のいずれかを得た者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑻　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。

⑼　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。

⑽　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⑾　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⑿　総合及び国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者も含む。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋑日本地理を願いにより免除する。

⒀　公益財団法人日本余暇文化振興会が実施していた地理能力検定の日本地理１級または日本地理２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本地理を願いにより免除する。

⒁　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒂　独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第１項第１号の試験の日本史Ｂについて60点以上を得た者については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒃　独立行政法人大学入試センター法第13条第１項第１号の試験の現代社会について80点以上を得た者については、当年度試験のうち筆記試験の㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⒄　⑴から⒃までの免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、⑹から⒃までの免除については、当該免除者であることを証する書面を添付しなければならない。ただし前年度及びそれ以前の試験を受験する際に既に同様の書面を提出済みの者は添付を省略することができる。

5　受験願書用紙及び試験施行要領の交付

受験願書用紙及び試験施行要領は、次の場所で交付するほか、機構のホームページから試験施行要領をダウンロードできる措置を講じ、受験の電子申請も受け付ける。

交付場所：

・㈱ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係
・㈱国際観光振興機構インバウンド戦略部通訳案内士試験係及び同機構のツーリスト・インフォメーション・センター
・各都道府県観光担当課
・一般社団法人日本観光通訳協会
・㈳全日本通訳案内士連盟

郵便により請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載して、140円切手を貼った返信用封筒〈角形2号、長さ33.2㎝×幅24㎝〉を同封して、株式会社ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係宛て請求すること。外国居住者については料金着払い扱いにより受験願書の請求を受け付ける。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都目黒区下目黒一丁目１番11号目黒東洋ビル６階**株式会社Ａ＆Ｓ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ**の工場財団に長野県伊那市富県1247番地１Ａ＆Ｓ上新山第一発電所及び長野県伊那市富県1256番地３Ａ＆Ｓ上新山第二発電所並びに長野県伊那市富県1252番地１Ａ＆Ｓ上新山第四発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成27年４月27日

長野地方法務局伊那支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年４月17日から２か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月27日

千葉地方法務局長　大竹　聖一

記

氏名　亀野　裕之
所属する司法書士会　千葉司法書士会
登録番号　千葉第864号
事務所の所在地　千葉県船橋市本町一丁目25番18号　ジーリオ船橋３Ｆ
違反行為　注意義務違反

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年４月27日

北海道経済産業局長　秋庭　英人

名　　称	株式会社エヌシーマック
本店の所在地	北海道旭川市５条通８丁目左２号
登録番号	北海道（包）第７号
営業廃止年月日	平成27年３月31日